

特別養護老人ホーム経営支援補助金における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

経営支援補助金と福祉サービス第三者評価

特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜特別養護老人ホーム経営支援補助金とは＞

特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、特別養護老人ホーム経営支援補助を東京都独自に行っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（これら調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※経営支援補助金交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名		特別養護老人ホーム 小松原園	施設番号	K187
項目	前年度の評価結果に基づく現状分析 (平成28年度)	改善計画 (平成28年度末時点)	実施状況(予定を含む) (平成29年4月30日時点)	
「事業所のサービスを支える職員の働き方改革の芽をさらに育てる」 について	職員の定着性を高め、働きやすい環境を作るため、個々の職員の事情を把握して、多様な働き方ができるような様々な取組みを行っている。くるみん行動計画に基づく子育て介護支援や、介護・介助の補助的な仕事は別の専任者を配置、さらには職員の精神面を考えたメンタルケアなど様々な施策取組みを行っている。 今後、移動・移乗・入浴など職員の体に負担がかかる作業については、ボディメカニズムの研修や実習による介助手技の習得も視野に入れ、同時に、先駆的な試みとして実験的に職員のハイテクウェアの装着なども検討する必要がある。	トランスやポジショニング、ボディメカニズムの研修を、非常勤の理学療法士と特養訓練課が中心となって介護職員に実践的な研修、実習を行う。	1 実施済み ② 実施予定(平成29年9月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 現場での実際のベットや車椅子等を使って、職員がお互いに交代で利用者と介助者となり、介助を受ける側と介助する側の気持ちになって、理学療法士の指導のもとで研修、実習を行う	
「気づきの木を活用した利用者の自己実現を目指す支援が望まれる」 について	職員が日々の支援の中で気づいたことを簡単なシートに記入し、ワーカー室の壁に貼ってある大きな木の絵に貼りつけている。この取組みは今年で3年目になり、今年は気づいたことを考えるというやり方で、色々な視点での取組み方の共有ができた。 今後は、この気づきの木により利用者の何気ない動作や表情に気づいて、本人のできることや持てる力を再確認し、職員間で情報を共有し、相談・検討して利用者の自己実現を目指す支援に活かす取組みが必要と考えられる。 また、さらなる職員の観察力や問題意識の向上に活かしていくことも必要と考えられる。	ご家族も交えて開催されるケアカンファレンスのケアプランに盛り込み、日々のケアに活かす。 また、それらプランを職員間で共有を図り、各種クラブや企画にて観察力や問題意識の向上を図る。	① 実施済み 2 実施予定(平成 年 月 日) 具体的には以下のとおりです。 ケアプランにて同意されたことについて各部署職員が連携して外出の企画、外注食による好みの食事を提供、ボランティアのクラブ活動等にての作品作成や展示をしている。 また、それらの場での利用者の言動などを参考にさまざまな自己実現を目指している。	
「利用者の排便環境が快適になるように努めているものの、下剤服用後の排便の時間帯が偏っているため、更なるコントロールが望まれる」 について	利用者の排便に関するアセスメントを行い、利用者主体の排便となるよう努めている。一方で、利用者の多くが便秘であり、定時での下剤服用、場合によっては追加投与もあるのが現状である。追加の下剤を投与した場合、数時間後に排便があるケースもあるが、20時以降と早朝の定時交換時の記録が多く、下剤投与の時間等の工夫も検討が必要である。 夜間帯は職員数も少なく、排便介助する職員の負担も大きいいため、日中に排便ができるように排便コントロールの工夫が必要と考えられる。	排泄用具(紙おむつ、トイレ誘導、ポータブル等)や下剤、運動や食事等による改善について、排泄支援委員会にて看護師、栄養士、介護課長、介護副主任、担当ワーカーが集まり検討する。	1 実施済み ② 実施予定(平成29年12月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 毎月、排泄支援委員会にて排便について各専門部署が集まり多角的に検討する。	

※この様式は、「平成28年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。